

給与勧告の仕組みと本年の勧告のポイント

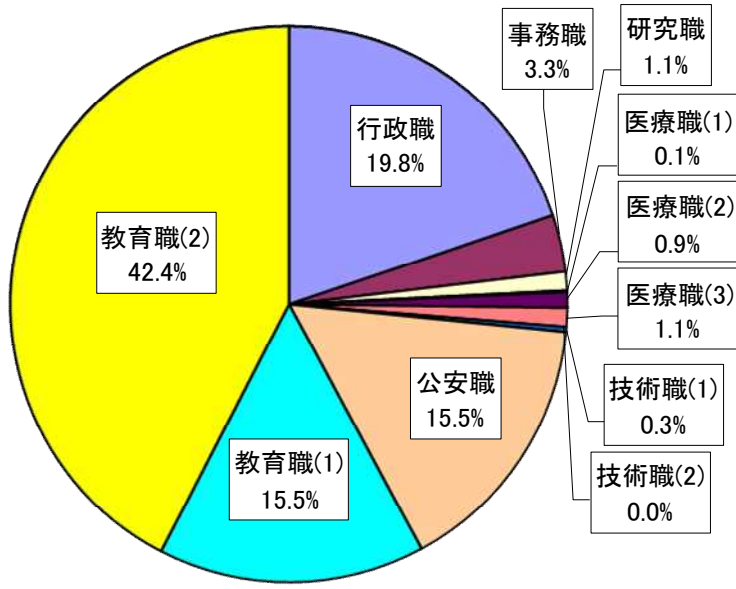
令和2(2020)年11月
栃木県人事委員会

目次

	ページ
① 給与勧告の対象職員	1
② 給与勧告の手順	2
③ 民間給与との比較方法(ラスパイレス比較)	3
④ 民間給与との較差	4
⑤ 本年の給与改定	5
⑥ 職員(行政職員)モデル給与例	6
⑦ 給与勧告の実施状況(行政職員関係)	7

① 給与勧告の対象職員

令和2(2020)年4月1日現在の給与勧告対象職員(再任用職員及び休職者等を除く。)は21,807人(平均年齢は42.4歳)であり、このうち、民間給与との比較を行っている行政職員(注)は、4,889人(平均年齢43.3歳)で、全体の22.4%となっています。
 また、教育職給料表適用職員については、57.9%と全体の半数以上を占めています。



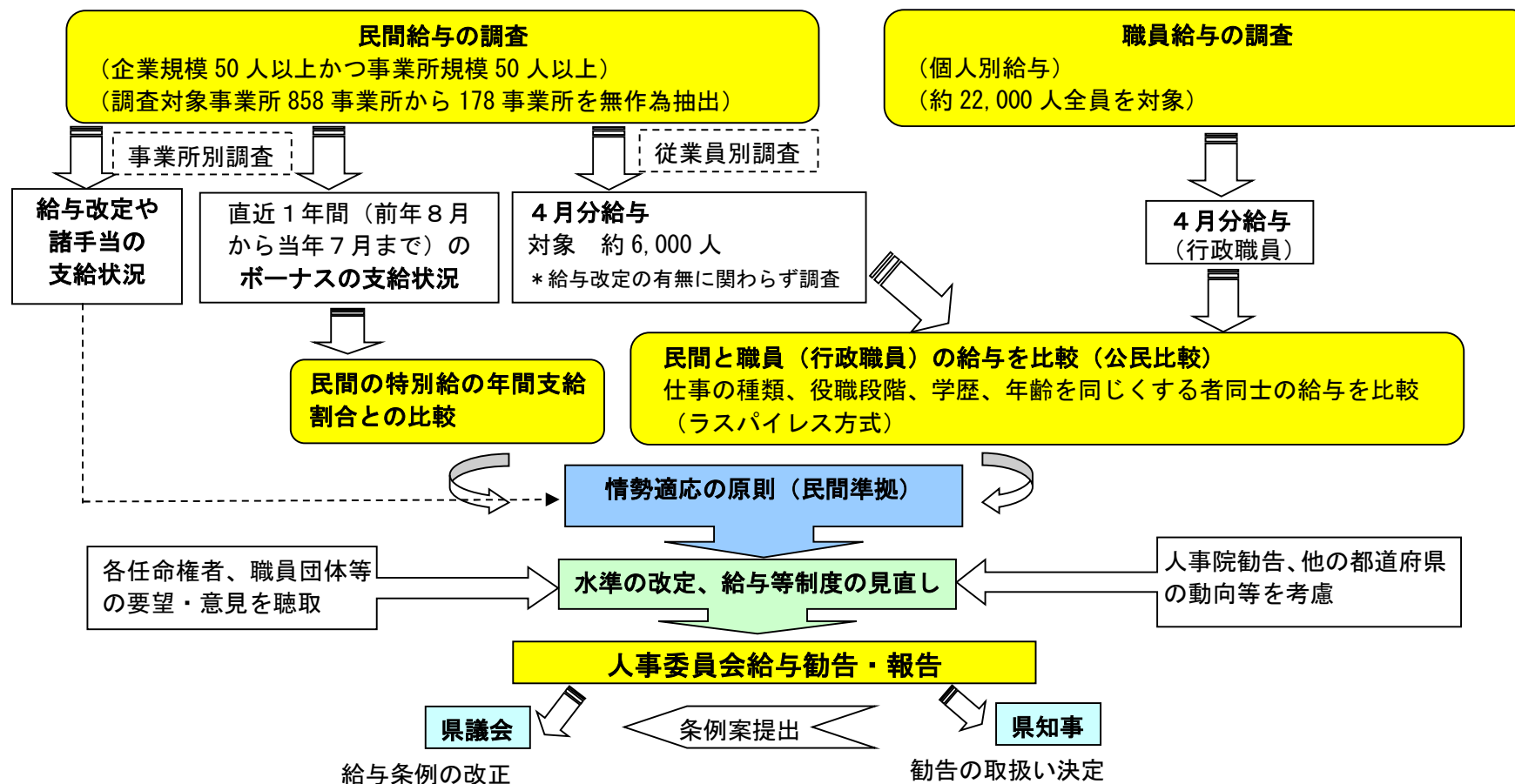
給料表	職員の例	職員数	平均年齢
		人	歳
行政職給料表	一般行政職員	4,308	42.8
事務職給料表	小・中・高校等の事務職員	723	43.0
研究職給料表	研究員	248	42.5
医療職給料表(1)	医師、歯科医師	25	46.3
医療職給料表(2)	薬剤師、栄養士等	186	42.9
医療職給料表(3)	保健師、看護師	243	42.8
技術職給料表(1)	学校栄養士	63	35.6
技術職給料表(2)	学校看護師	1	x
公安職給料表	警察官	3,377	37.7
教育職給料表(1)	高校、特別支援学校の教員	3,379	44.4
教育職給料表(2)	小・中学校、義務教育学校の教員	9,254	43.2
計		21,807	42.4

(注) 行政職員とは、行政職給料表及び事務職給料表の適用を受ける職員(5,031人)のうち、国家公務員の福祉職俸給表の適用を受ける者に相当する職員(28人)及び令和2(2020)年4月1日付け新規学卒の採用者(114人)を除いたもの

② 給与勧告の手順

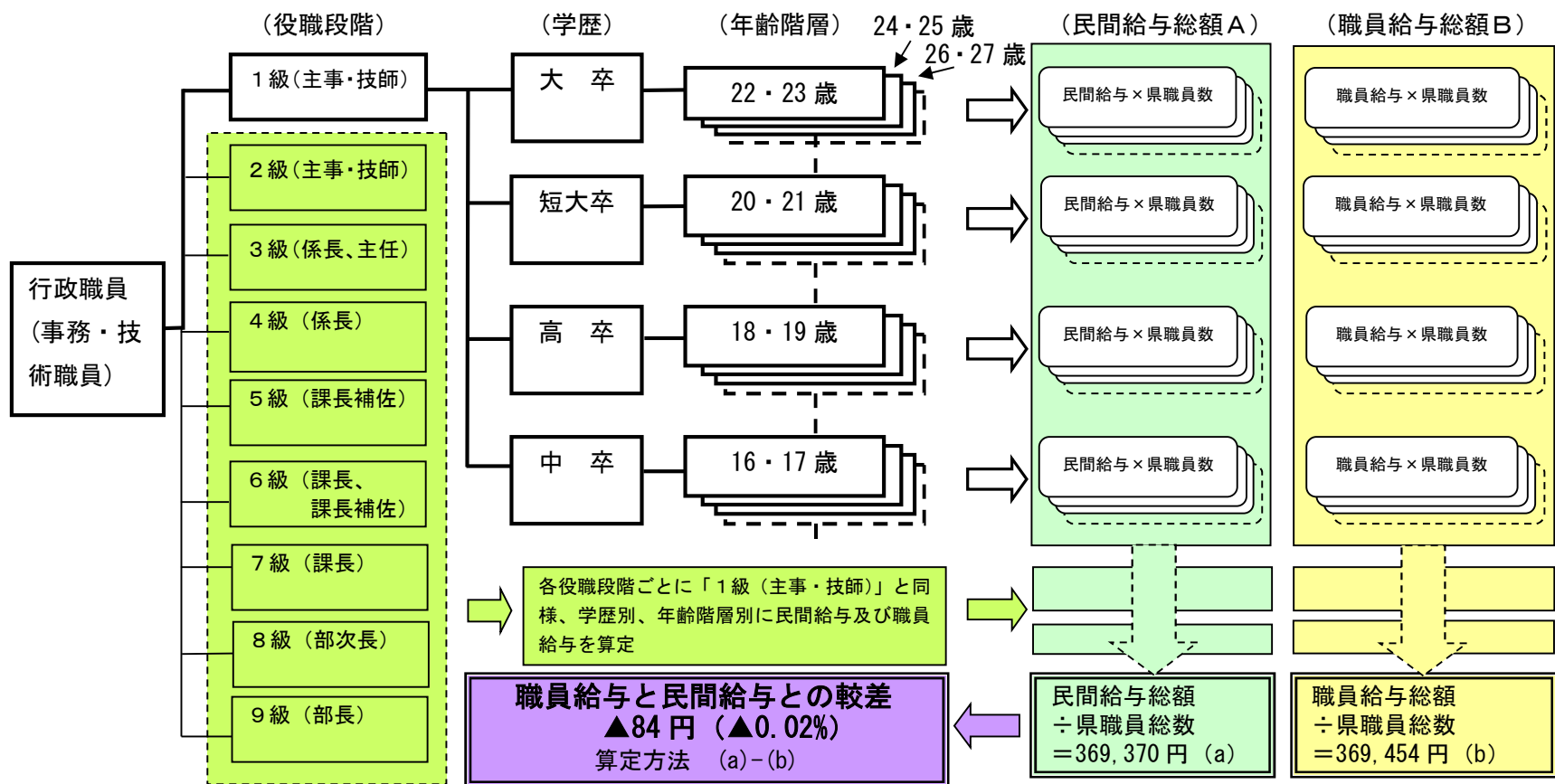
栃木県人事委員会では、職員と民間の4月分の給与（月例給）を調査した上で、精密に比較し、職員の給与水準を民間の給与水準に均衡させることを基本とし、人事院勧告の内容等を踏まえて、勧告を行っています。

また、民間の特別給（ボーナス）の直近1年間（前年8月から当年7月まで）の支給実績を調査した上で、民間の年間支給割合を求め、これに職員の特別給（期末・勤勉手当）の年間支給月数を合わせることを基本に勧告を行っています。



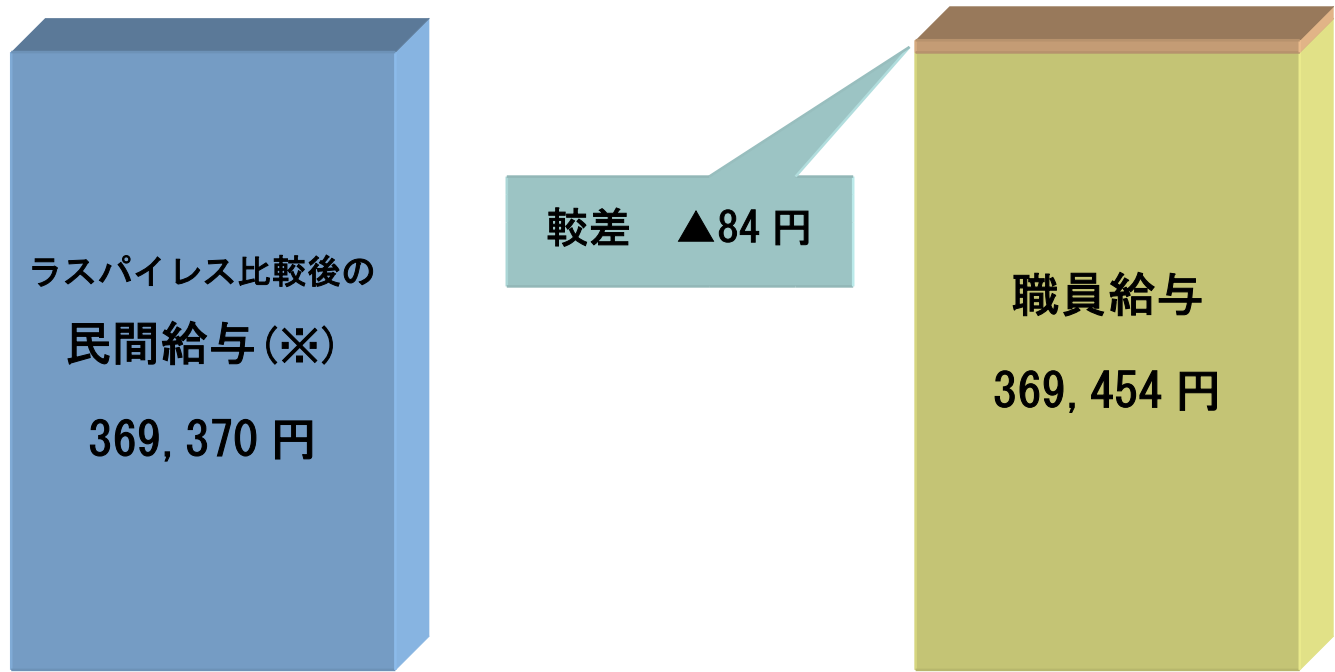
③ 民間給与との比較方法(ラスパイレス比較)

月例給の職員給与と民間給与との比較(ラスパイレス比較)においては、個々の職員に民間の給与額を支給したとすれば、これに要する支給総額(A)が、職員給与の支給総額(B)に比べてどの程度の差があるかを算出しています。具体的には、以下のとおり、役職段階、学歴、年齢階層別の職員の平均給与と、これと条件を同じくする民間の平均給与のそれぞれに県職員数を乗じた総額を算出し、両者の水準を比較しています。



④ 民間給与との較差

本年の民間給与との較差は▲84円(▲0.02%)と極めて小さく、給料表及び諸手当の適切な改定が困難であることから、月例給の改定を行わないこととしました。



※ 民間給与の単純平均ではなく、ラスパイレス比較 (P 3 参照) により算出した民間給与額。
～県職員の人員構成 (役職段階、学歴、年齢階層) と同じ人員構成の民間企業であればいくらの給与が支払われるかを算出したもの～

⑤ 今年の給与改定

本年は、勧告の基礎となる民間給与の実態調査について、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を考慮し、例年より時期を遅らせた上で、2回に分けて実施。先行して調査を実施した特別給（ボーナス）については11月6日に勧告・報告、月例給については11月13日に報告を実施

1 月例給

- ・ 民間給与との較差 ▲84円（▲0.02%）
- ・ 民間給与との較差が極めて小さく、給料表及び諸手当の適切な改定が困難であることから、月例給の改定なし

2 期末手当・勤勉手当

- ・ 民間の支給割合との均衡を図るため、支給月数を0.05月分引き下げ、4.45月に改定（現行4.50月）
- ・ 民間の支給状況等を踏まえ、期末手当の支給月数に反映
- ・ この勧告を実施するための条例の公布日から実施

⑥ 職員(行政職員)モデル給与例

(単位：円)

役 職	年 齢	勸 告 前		勸 告 後		年間給与額の差
		月 額	年 間 給 与	月 額	年 間 給 与	
主 事	25 歳	220,455	3,637,507	220,455	3,626,484	▲ 11,023
主 任	35 歳	304,600	5,094,435	304,600	5,078,443	▲ 15,992
係 長	45 歳	384,502	6,517,307	384,502	6,496,159	▲ 21,148
課長補佐	50 歳	418,864	7,193,985	418,864	7,169,901	▲ 24,084
課 長	55 歳	528,678	8,653,157	528,678	8,627,501	▲ 25,656
部 長	58 歳	653,499	11,138,719	653,499	11,102,089	▲ 36,630

(注) モデル給与例の月額及び年間給与は、給料月額、給料の特別調整額及び地域手当(3.5%)を基礎に算出
 (課長：給料の特別調整額(79,700円)、部長：給料の特別調整額(130,300円))

⑦ 給与勧告の実施状況(行政職員関係)

	月例給	特別給(ボーナス)		行政職員の平均年間給与	
	改定率	年間支給月数	対前年比増減	増減額	率
平成11(1999)年	0.25%	4.95月	▲0.30月	▲10.7万円	▲1.6%
平成12(2000)年	0.11%	4.75月	▲0.20月	▲7.5万円	▲1.1%
平成13(2001)年	0.05%	4.70月	▲0.05月	▲1.9万円	▲0.3%
平成14(2002)年	▲1.95%	4.65月	▲0.05月	▲15.9万円	▲2.3%
平成15(2003)年	▲1.06%	4.40月	▲0.25月	▲17.6万円	▲2.6%
平成16(2004)年	勧告なし(注)	4.40月	—	—	—
平成17(2005)年	▲0.35%	4.45月	0.05月	▲0.3万円	▲0.04%
平成18(2006)年	0.49%	4.45月	—	3.2万円	0.5%
平成19(2007)年	1.01%	4.50月	0.05月	8.7万円	1.3%
平成20(2008)年	0.38%	4.50月	—	2.6万円	0.4%
平成21(2009)年	▲0.26%	4.15月	▲0.35月	▲16.1万円	▲2.4%
平成22(2010)年	▲0.28%	3.95月	▲0.20月	▲10.0万円	▲1.6%
平成23(2011)年	▲0.30%	3.95月	—	▲1.9万円	▲0.3%
平成24(2012)年	勧告なし(注)	3.95月	—	—	—
平成25(2013)年	勧告なし(注)	3.95月	—	—	—
平成26(2014)年	0.21%	4.10月	0.15月	7.3万円	1.2%
平成27(2015)年	0.47%	4.20月	0.10月	6.9万円	1.1%
平成28(2016)年	0.27%	4.30月	0.10月	5.6万円	0.9%
平成29(2017)年	0.13%	4.40月	0.10月	4.7万円	0.8%
平成30(2018)年	0.20%	4.45月	0.05月	3.2万円	0.5%
令和元(2019)年	0.09%	4.50月	0.05月	2.5万円	0.4%
令和2(2020)年	勧告なし	4.45月	▲0.05月	▲2.0万円	▲0.3%

(注) 平成16(2004)年、平成24(2012)年及び平成25(2013)年においては、給与水準改定以外の勧告あり。